

有楽金井第2団地建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法及び町田市建築協定に関する条例に基づき、本協定第5条に定める区域内における建築物の敷地・位置及び用途に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、有楽金井第2団地建築協定と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、第5条に定める区域内の土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という）全員の合意により締結する。

(協定の変更並びに廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があつた場合の措置を変更しようとする時は、土地の所有者等全員の合意をもつてその旨を定め、これを町田市長に申請してその認可を受けなければならない。

2. この協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもつてその旨を定め、これを町田市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第5条 この協定の区域は、
町田市金井ヶ丘一丁目 2941 番 8～12、同番 14～15、同番 17～24、同番 28～31、同番 36、同番 39、同番 42～43、同番 45～48、同番 50、同番 53～54、同番 56～57、同番 59、同番 61、同番 69～70、2936 番 5～7、同番 10、2946 番 7、2947 番 3～4、
とする。（別紙区域図のとおり。）

(建築物及びその敷地の制限)

第6条 前条に定める区域内の建築物の形態・敷地及び用途は次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の階数は、地上2以下とする。
- (2) 建築物の敷地は、1区画165㎡以上とする。
- (3) 1宅地1戸建とする（附属建物を除く）
- (4) 用途は専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定する兼用住宅をいう）とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、町田市長の認可公告のあつた日から起算して10年間とする。

2. この協定に関し、前項の期間満了前に土地の所有者等の過半数から廃止等の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して更に10年間、同一条件により、この協定は更新されるものとし以後この例による。

3. 有効期間内に生じた違反者に対する措置については、期間満了後もなお効力を有する。

(違反者の措置)

第8条 第6条の規定に違反した者があつた場合、第11条に定める委員長は委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもつて、相当の猶予期間をつけて当該違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があつた場合においては、当該土地の所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への出訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があつた場合において、当該土地の所有者等が、その請求に従わない時は、委員長はその強制履行又は第三者にこれを為めさせることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の違反是正及び出訴手続に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(委員会)

第10条 この協定の運営に関する事項を処理する為、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもつて組織する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。
4. 委員は、再任されることが出来る。

(役員)

第11条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名
副委員長 1名
会計 1名

2. 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための事務を総理し、委員会を代表する。
3. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
4. 副委員長は、委員長事故ある時これを代理する。
5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか委員会の運営組織議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この協定書は、建築協定認可申請書正、及び写三通を作成し、町田市長に提出し、認可書は申請者又は代表者が保管し、その写を土地の所有者等全員に配布する。